

別添 - 2 標準入札説明書例

入札説明書

支社の 工事に係る入札公告に基づく一般競争入札【条件付一般競争入札】については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 年 月 日

2. 契約責任者 西日本高速道路株式会社 支社長

3. 担当部署 西日本高速道路株式会社 支社 【契約担当部署を記載】
(住所) 〒 - 県 市 区
(電話番号) - -

4. 工事概要

(1) 工事名 自動車道 トンネル(その1)工事

(2) 工事場所 自) 県 市 町大字
至) 県 郡 町大字

(3) 工事内容 本工事は、トンネル掘削工事(ヶ所 - 延長 m)及び橋梁下部工工事(ヶ所 - m)を含む延長 m(土工量 m³)の暫定二車線施工の土木工事である。

(4) 工期 契約締結の翌日から 日間

(5) 使用する主要な資機材

コンクリート	m ³
鉄筋	t
ロックボルト	本

鋼アーチ支保工	基
アスファルト合材	t
ガードレール	m

【協議合意方式の場合】

(6) 本工事は、以下の方法により落札者を決定する価格落札方式（協議合意方式付）の対象工事である。

最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格の以下の場合

最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。

最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格を超える場合

当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において最低の価格をもって入札をした者の入札金額が契約参考価格を超える場合、入札者に対する指示書第 18-3 に基づき最低の価格をもって入札した者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

【入札前価格見積方式の場合】

(7) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認められた価格を活用して契約制限価格【契約参考価格】の設定を行う方式をいう。

【発注規模確定価格を設定した場合】

(8) 本工事における契約責任者、下記 5.(2) に規定する競争参加資格条件【一般競争入札又は条件付一般競争入札で等級区分の設定がある場合】及びその他の条件は、契約制限価格【契約参考価格】にかかわらず本工事の入札公告時における発注規模に基づくものである。

【条件付一般競争入札の短縮期間を短縮する場合】

(9) 本工事は、契約事務手続きを迅速に行うため通常の条件付一般競争入札と比べ手続に要する期間を短縮する条件付一般競争入札（期間短縮型）の対象工事である。

【概略発注方式の場合】

(10) 本工事は、概略発注方式の対象工事である。概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。

5. 競争参加資格

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。

【一般競争：単体】

(2) 開札時に平成・年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち「工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が点以上であること。))。

【一般競争：混合】

(2) 開札時に平成・年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち「工事」のの資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が点以上であること。))。又は、この条件を満たす者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

【条件付：単体】

(2) 開札時に平成 〇 年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加有資格のうち、「 〇 工事」の資格を有し、かつ、「等級 〇」に格付けされ【等級区分の設定がある場合】ている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)

【条件付：混合】

(2) 開札時に平成 〇 年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加有資格のうち、「 〇 工事」の資格を有し、かつ、「等級 〇」に格付けされている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)又は特定建設工事共同企業体を構成する場合は、「等級 〇」に格付けされている二者で構成された特定建設工事共同企業体若しくは「等級 〇」と「等級 〇」に格付けされている二者で構成された特定建設共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

【条件付の場合】

(3) 西日本高速道路株式会社が発注した工事の入札公告の前年度から起算した過去2年間に完成・引渡し完了したものにおける当該工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

(4) 平成 〇 年度以降【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする】に元請けもしくは1次下請け【1次下請けの実績を求める場合】として完成・引渡し完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。ただし、元請けとしての【1次下請けの実績を求める場合】施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績としていないものを除く。

下表に示す工種について、同種工事を各工種毎に1件記載する。

【複数工種の施工実績を求める場合の例】

	工 種	
	切 盛 土 工	基 礎 工
同種工事	土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が 20 万 m ³ 以上の道路の土工工事	躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋脚の工事

【複数工種の施工実績（緩和有り）を求める場合の例】

	工 種	
	切 盛 土 工	基 礎 工
同種工事	土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が 15 万 m ³ 以上の道路の土工工事	躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事
同種工事（緩和）	土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が 5 万 m ³ 以上の道路の土工工事	コンクリート橋脚の工事

同種工事（緩和）は、共同企業体の代表者以外の構成員が有するべき同種工事を示す。

【誤解の生じやすい用語については、定義を明確にするため用語の解説を記載する】

共同企業体（経常建設企業体を含む。以下同じ。）の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。

の各工種の施工実績を同一の工事で有する必要は無い。

共同企業体の場合は、構成員毎に作成する。

確認資料は、別記様式 - 2 による。

（ 5 ）次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

【配置予定技術者に施工実績を求める場合】

現場代理人、専任の主任技術者又は監理技術者が、平成 年度以降【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする】に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績としていないものを除く。

【複数工種の施工実績を求める場合の例】

	工 種	
	切盛土工	基礎工
同種工事	土工量(切土量又は盛土量のいづれか大きい方)が5万m ³ 以上の道路の土工工事	コンクリート橋脚の工事

【単一工種の工事経験を求める場合の例】

工種	トンネル工
同種工事	NATM工法により施工した設計内空断面積40m ² 以上あるトンネルの工事

配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者は全ての工種について同種工事の経験を有すること。なお、全ての工種の経験を同一の者が有している必要はない。

【詳細設計等現場不稼働期間が有る場合】

同種工事の経験を有する者は、工事現場が稼働（工事準備を含む）している期間（平成 年 月から平成 年 月を予定）に専任で配置できる者であること。

【橋梁等工場制作期間が有る場合】

工場製作に係る同種工事の経験を有する技術者は工場制作期間、上部工架設に係る同種工事の経験を有する技術者は工事現場が稼働（工事準備を含む）している期間に配置す

ること。なお、上部工架設に係る同種工事の経験を有する技術者は、工事現場が稼動（工事準備を含む）している期間（平成 年 月から平成 年 月までを予定）に専任で配置できる者であること。

の確認資料は、単体の場合は別記様式 3 - 1 によるものとし、共同企業体の場合は別記様式 3 - 2 による。

専任の主任技術者又は監理技術者が、**1 級 施工管理技士**又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、専任の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有さない者で、別の現場代理人が同種工事の経験を有する者として申請する場合、現場代理人は一級 施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有しなければならない。

専任の主任技術者又は監理技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。**【緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については記載しないものとする。】**

監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

の確認資料は、単体の場合は別記様式 4 - 1 によるものとし、共同企業体の場合は別記様式 4 - 2 による。

配置予定技術者は複数の候補者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、資格・実績等が一番低いと判断される者で評価する。

【配置予定技術者に施工実績を求めない場合】

【詳細設計等現場不稼動期間がある場合】

配置技術者は、工事現場が稼動（工事準備を含む）している期間（平成 年 月から平成 年 月を予定）に専任で配置できる者であること。

【橋梁等工場制作期間が有る場合】

工場製作に係る配置技術者は工場製作期間、上部工架設に係る配置技術者は工事現場が稼動（工事準備を含む）している期間に配置すること。なお、上部工架設に係る配置技術者は、工事現場が稼動（工事準備を含む）している期間（平成 年 月から平成 年 月までを予定）に専任で配置できる者であること。

【配置予定技術者に資格要件を求めない場合】

専任の主任技術者又は監理技術者が、建設業法等で定める資格を満足する者であること。

【配置予定技術者に資格要件を求める場合】

専任の主任技術者又は監理技術者が、**1級 施工管理技士**又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、専任の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有さない者で、別の現場代理人が同種工事の経験を有する者として申請する場合、現場代理人は**1級 施工管理技士**又はこれと同等以上の資格を有しなければならない。

専任の主任技術者又は監理技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。**【緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については記載しないものとする。】**

監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

【詳細設計を含む工事の場合】

(6) 入札公告 () 掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該工事に配置できること。**なお、配置予定技術者については、別記様式 - 4 により確認資料を作成すること。【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合】**

【機器の製造を主体とする工事のみ】

(7) 次に示す機器の製造実績を有すること。

本工事で設置予定の主要機器の製造予定業者が、下表に示す機器について平成 年度**【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする。】**以降に施工（納入）した同種機器のうち、代表的なものを1件記載する。

【非常用設備工事の例】

主要機器	・トンネル内消火栓 ・火災検知器 ・防災受信盤 「機械電気通信機材仕様書集 西日本高速道路株式会社 平成 年 月」による
同種機器	トンネルまたは公衆の集まる施設等に設置する消火栓、及び火災検知器、監視盤

製造業者とは、今回工事における主要機器の製造予定業者とする。

当該工事に使用する予定の主要機器の製造業者は、原則として1社とする。ただし、製造業者を1社に特定できない場合は、候補となる業者を複数記載してもよい。なお、工事実施にあたっては、確認資料で提出した製造業者の機器を選定しなければならない。

同種機器の納入実績が無い場合は競争参加資格がないものとする。

記載内容様式 - 3「同種工事の施工実績」の記載方法に準じて当該工事（納入）契約書に記載の工事（納入）名、工事（納入）内容、工事（納入）場所、工（納）期、発注者名を記入する。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

【保守技術支援体制を求める工事のみ】

(8)次に示す主要機器の保守技術支援体制を有すること。

主要機器の故障、システムの機能障害時等において、西日本高速道路株式会社からの連絡を24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う会社名、組織名及びその所在地を記入する。なお、記載の際には施工地域内（県又は 県）の会社名を優先的に記載する。

保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、その会社名（複数ある場合は代表的な会社1社）と組織名を具体的に記入すること。

保守技術支援体制が無い場合は、競争参加資格がないこととなるので必ず記入すること。

保守技術支援体制表を添付すること。保守支援体制図には、上記で記載した組織以外に関連のある組織（例：営業部、修理部門等）についても関連が具体的にわかるように流れ図方式で記載する。（所在地及び連絡先も併記する。）

（9）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領」（以下「指名停止要領」という。）に基づき、「地域（ 県、 県及び 県）」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間に指名停止を受けていないこと。

（10）共同企業体を構成する場合には、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができること。

【 共同企業体を甲型とする場合】

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙9 - 1に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）（以下「協定書案」という。）が提出されていること。

【単体及び2社JVの混合入札の場合】

二) 各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【単体、2社JV及び3社JVの混合入札の場合】

二) 各構成員の出資比率が3社で構成される場合は20%以上、2社で構成される場合は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【共同企業体を乙型とする場合】

八) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める共同企業体協定書(乙)による協定書(案)(以下「協定書案」という。)が提出されていること。

【異種工種で構成され、それぞれの工種について競争参加資格要件を設定している場合】

八) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める共同企業体協定書(乙)による協定書(案)(以下「協定書案」という。)が提出されていること。ただし、各構成員が両工種の有資格者である場合は、当該協定書案は、(甲)(乙)どちらでもよい。

【単体及び2社JVの混合入札の場合】

二) 共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【単体、2社JV及び3社JVの混合入札の場合】

二) 共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が2社で構成される場合にあっては30%以上、3社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(11) 4.(1)に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。

(12) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

【入札前価格見積方式の場合】

(13) 入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

(14) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

以下のいずれかの場合に該当する資本関係

) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

以下のいずれかの場合に該当する人的関係

) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 1 8 年法務省令第 1 2 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a) 会社法第 2 条第 1 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第 2 条第 1 2 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第 2 条第 1 5 号に規定する社外取締役

d) 会社法第 3 4 8 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

会社法第 4 0 2 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

会社法第 5 7 5 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 5 9 0 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

組合の理事

その他業務を執行する者であって、からまでに掲げる者に準ずる者

) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

) その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 . 設計業務の請負人等

(1) 5 . (11)、 「 4 . (1) に示した工事に係る設計業務等の請負人」とは、次に掲げる者である。

- ・ 設計株式会社

(2) 5.(11)の「当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、具体的に次の一又は二に該当する者である。

イ)当該請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

ロ)当該請負人の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7. 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するために、申請書及び確認資料並びに参加希望者が共同企業体を構成する場合には、協定書案(以下「申請書等」という。)を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

5.(2)の認定を受けていない者であっても申請書等を提出することができる。この場合において、5.(1)及び(4)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に5.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に5.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、次に記載する期限までに申請書等を提出しない者あるいは競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

提出期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの土曜日、日曜日及び祝日【年未年始に入札手続期間が含まれる場合は、「、祝日及び年未年始(平成 年 月 日から平成 年 月 日)」とする。】(以下「休日」という。)を除く毎日午前 時から午後 時まで

提出場所：3.に同じ。

提出方法：持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送()すること。(ただし、郵便(書留郵便に限る)又は託送による場合は、期限までに上記3.へ必着させること。)

託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

【 別途ヒアリングを実施する場合は（６）によるものとする。】

（２）申請書等の提出

申請書等の提出は、申請書は別記様式１、確認資料は５の各項に示す様式により行うものとする。また、共同企業体を構成する場合は協定書案を併せて提出するものとする。

【共同企業体協定書案は、共同企業体を甲型とする場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－１を、共同企業体を乙型とする場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－２を、異種工種の組合せとした場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－１及び別紙９－２を渡すものとする。】

（３）５．（４）の同種工事の施工実績及び５．（５）の配置予定の技術者の同種工事の経験【配置予定技術者に施工実績を求める場合】の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の２分の１以上を出資しているものにあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

【入札前価格見積方式の場合】

（４）入札前価格見積

本工事の競争入札へ参加を希望する者は、申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。見積書は、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」とされた項目について別添「見積書作成要領」により作成すること。

見積書提出期間、提出場所及び提出方法

上記７．（１）に同じ。【申請書等の提出期間等と同じ】

入札前価格見積方式に関する見積書を期限までに提出しない場合、当該入札者は、競争参加資格のない者とし、以後の入札手続きに参加できない。

技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成 年 月 日（ ）までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。詳細については、別途連絡を行う。

入札者は、技術確認において入札前価格見積方式に関する見積書の変更が生じた場合は、再度、それらを反映した入札前価格見積方式に関する見積書（以下「再度見積書」という。）を提出しなければならない。再度見積書の提出期限等は、別途連絡を行う。なお、再度見積書の提出を要請したが、期限までに提出しない場合は、辞退届を提出すること。辞退届を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、平成 年 月 日（ ）午後 時までには持参、郵便

(書留に限る)又は託送の方法により、上記3.の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

(5) 確認資料は、次に従い作成すること。

なお、 の同種の工事の施工実績及び の配置予定の技術者の同種の工事の経験【配置予定技術者に施工実績を求める場合】については、平成 年度以降【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする】に、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものだけに記載すること。ただし、元請けとしての【1次下請けの実績を求める場合】施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事(旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績としていないものを除く。

施工実績

5.(4)に掲げる資格の有無を判断できる同種の工事の実績を記載すること。

【配置予定技術者に施工実績を求める場合は以下の を記載する】

配置予定の技術者

【単体と2社JVの混合入札の場合】

5.(5) に示す資格の有無を判断できる配置予定技術者の同種工事の経験を記載すること。また、記入にあたっては、様式の記入上の注意事項に従って記入すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことによって配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書等を提出した者は、直ちに当該申請書等の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

【競争参加資格確認資料作成説明会を実施する場合】

(6) 競争参加資格確認資料作成説明会

競争参加資格確認資料作成説明会を下記の要領で実施する。

日 時：平成 年 月 日() 時から 時

場 所：

(住所) 〒 - 県 市 区

(電話番号) - -

参加申込方法：競争参加資格確認資料作成説明会に参加を希望する場合は、書面（様式は自由）を申込先へ持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送することにより申し込むものとする。なお、電送によるものは受け付けない。

申込書受領期間：平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までの休日を除く毎日午前 時から午後 時まで

申込先： 3. に同じ。

【競争参加資格確認資料のヒアリングを実施する場合】

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを下記の要領で実施する。

期 間：平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

その他：企業別のヒアリング日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は、競争参加資格確認資料の内容を説明できる者とする。

(8) 競争参加資格の確認基準日は、(1)の申請書等の提出期限の日とし、その結果は平成 年 月 日までに通知する。

(9) その他

申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

契約責任者は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書等は、返却しない。

提出期限日以降における申請書等の差替え又は再提出は、いかなる場合にあっても認めない。

【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合は以下の を記載する。求めない場合は以下を1ずつ繰り上げる。】

【単一工種で構成される工事の場合】

落札者は、配置技術者を確認資料に記載した候補技術者の中から1名以上配置しなければならない。

【異種工種で構成される工事の場合】

落札者は、各々の作業期間中は配置技術者を確認資料に記載した各工種における候補技術者の中から1名以上配置しなければならない。

落札者は、確認資料に記載した内容は、やむを得ないと認められる場合を除き、当該工事において必ず遵守しなければならない。また、やむを得ず変更する場合は、5.(5)の資格を満たす技術者の配置となるよう措置しなければならない。【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合】

申請書等に関する問合せ先
3. に同じ。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面(別紙-1 競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書)により、次に従い説明を求めることができる。

提出期限：平成 年 月 日() 午後4時まで

提出場所：3. に同じ

その他 : 書面は、持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約責任者は、説明を求められたときは、平成 年 月 日【(1) の期限の翌日から5日目(休日含まず。)を記載】までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

【条件付の場合】

9. 再苦情申立て

8.(2)の回答に不服がある者は、同回答を受け取った日から7日以内(休日を含まない。)に書面(別紙-2 再苦情申立書)により、契約責任者【事務所発注の場合は「支社長」とする。】に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。

提出場所 : 3. に同じ

その他 : 書面は、持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

9. 設計図書等の交付

契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表(以下「設計図書等」という。)は、次のとおり交付する。

交付期間 : 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで(土曜日、日曜日及び祝日【年末年始に入札手続期間が含まれる場合は「、祝日及び年末年始(平成 年12月29日から平成 年1月3日)」とする。】(以下「休日」という。)を除く)。

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前 時から午後 時まで、3 . の場所において入手することができる。

【現場説明を実施する場合】

10 . 現場説明

現場説明を次に従い行う。

日 時：平成 年 月 日 () 時から

場 所： 支社
(住 所) 〒 - 県 市 町字
(電話番号) -

その他：設計図書等を保持している者は持参すること。

11 . 入札説明書 **【等】** に対する質問

(1) **【現場説明及び】** この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。〔注：**【 】**は、現場説明会を行う場合のみ記載する。〕

受領期間：平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前 時から午後 時まで。

提出場所：3 . に同じ。

提出方法：書面は持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2)(1)により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は、次のとおり閲覧に供するとともに、申請書等を提出した入札参加希望者に電送するものとする。

期間：回答日の翌日から平成 年 月 日（ ）までの休日を除く毎日、午前 時から午後 時まで。

場所：〒 - 県 市 町 字
支社

12. 入札書提出の期限、場所及び方法

入札公告（ ）のとおりに。

13. 単価表【工事費内訳書】の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した単価表【工事費内訳書】の提出を求める。単価表【工事費内訳書】は、原則として電磁的記録を格納した電磁的記録媒体（CD-R）で提出するものとするが、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表【工事費内訳書】を提出するものとする。

(2) 単価表は、会社が配布した単価表【工事費内訳書】（単価【金額】が記載されていないもの）の電磁的記録に単価及び金額を記載したものとする。

(3) 単価表【工事費内訳書】は、返却しない。

(4) 単価表【工事費内訳書】の提出の期限、場所及び方法は入札者に対する指示書による。

14. 開札の日時及び場所

入札公告 () のとおり。

15. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて5.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

入札者に対する指示書による。

17. 支払条件

契約書案による。

18. 火災保険付保の要否

土木工事共通仕様書「1-49-1 保険の付保」による。

19. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有

【無の場合は、以下の記述は不要】

当該工事と連続して施工する予定の延長約 mのトンネル工事を当該工事の契約の締結者と随意契約を行う予定である。

【一般競争の場合】

20．苦情の申し立て

本手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03 - 5253 - 2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

21．関連情報を入手するための照会窓口

3．に同じ。

22．その他

- （１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）入札参加者は、9．に示す契約書案及び入札者に対する指示書を熟読し、入札者に対する指示書を遵守すること。
- （３）申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

【契約VEを設定しない場合は削除】

（４）契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。当該提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合。行わない場合は（６）以下を1ずつ繰り上げる】

- （５）落札者は、7．（１）の確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承諾された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、5.(5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると承諾を得た者を配置しなければならない。【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合】

(7) 不測の事態により本入札公告の内容に変更が生じた場合は、次のとおり措置する。

競争参加資格の確認結果の通知前の場合は、改めて公告するものとする。

競争参加資格の確認結果の通知後の場合は、資格を有すると認められた者に対し、書面により通知するものとする。

以 上